

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十九号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第十一条―第二十一条）」を「（第十一条―第二十一条の四）」に改める。

第二条第二号中「の上欄」及び「（庁を除く。）」を削り、同条第五号中「地域事務所」を「総務事務所」に改め、同条第六号中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に、「地域事務所」を「総務事務所」に、「地域事務所」を「総務事務所」に、「地域事務所」を「県税事務所出納員」に改め、同条第七号中「税務出納員」を「県税事務所出納員」に、「地域事務所」を「県税事務所」に改め、「規定する会計事務」の下に「（分室にあつては法第七十条第二項第四号、第六号及び第七号に規定する会計事務）」を加え、同条第八号中「地域事務所、」を「総務事務所、県税事務所、厚生環境事務所、農林水産事務所、畜産事務所、家畜保健衛生所、建設事務所及び」に改め、「及び警察署」を削り、同条第十一号中「地域事務所出納員、税務出納員」を「総務事務所出納員、県税事務所出納員」に改め、同条第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 取引店 別表第二の下欄に掲げる指定金融機関の支店等をいう。

第九条中「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第十一条第一項中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に改める。

第十五条第四項中「現金の」を「歳入金の」に、「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に改める。

第十五条の二第一項中「知事以外の」及び「知事の承認を得て」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事以外の收支等命令者がこれを行う場合にあつては、知事の承認を得なければならぬ。

第十八条第二項中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に改める。

第二十一条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する事務の委任等）

第二十一条の二 知事は、国税又は地方税の滞納処分の場合により徴収することのできる歳入（以下「徴収金」という。）のうち、別表第三上欄に掲げる徴収金の滞納処分に関する事務を、同表下欄に掲げる機関に勤務する県の職員のうちから知事が指定する職員（以下「徴収職員」という。）に委任する。

2 徴収職員は、滞納処分又は滞納処分に関する調査を行う場合は、別記様式第十九号の二による徴収職員証を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければなら

ない。

(徴収職員証の交付及び返納の記録等)

第二十一条の三 知事は、別記様式第十九号の三による徴収職員証記録簿を備え付け、徴収職員ごとに、徴収職員証の交付又は返納等の経緯を明らかにしなければならない。

2 徴収職員は、退職その他の理由により、その交付を受けた徴収職員証を必要としなくなつたときは、これを知事に返納しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証を亡失したときは、速やかに、てん末書を知事に提出しなければならない。

(滞納処分に関する事務処理に関する規定の準用)

第二十一条の四 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号。以下「県税事務取扱規則」という。)第三十一条の規定は、徴収金の滞納処分について準用する。この場合において、同条第一項中「県税事務所長等及び徴税吏員」とあるのは「知事、地方機関の長及び徴収職員」と、「県税滞納処分決議書」とあるのは「滞納処分決議書」と、「滞納処分決議書」と、「県税滞納処分決議書」とあるのは「滞納処分決議書」と、同条第三項及び第四項中「県税事務所長」とあるのは「知事又は地方機関の長」と、同条第五項及び第六項中「県税事務所長」とあるのは「地方機関の長」と、同条第七項及び第八項中「徴税吏員」とあるのは「徴収職員」と、同条第十項中「県税事務所長等」とあるのは「知事、地方機関の長」と、「徴税吏員」とあるのは「徴収職員」と読み替えるものとする。

第二十二条中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に改める。

第二十三条中「別表第一の下欄に掲げる指定金融機関の支店(以下「取引店」という。以下「取引店」に改める。)

第二十六条中「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第三十七条第一項並びに第四十五条第一項、第二項、第四項及び第六項中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に改める。

第四十六条第一項及び第三項並びに第四十九条第一項中「地域事務所出納員、税務出納員」を「総務事務所出納員、県税事務所出納員」に改める。

第五十条中「地域事務所出納員又は税務出納員」を「総務事務所出納員又は県税事務所出納員」に改める。

第五十一条、第五十二条、第五十三条第二項、第五十五条第二項、第五十八条から第六十条までの規定、第六十六条及び第六十七条中「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第七十一条中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に、「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第七十二条第一項中「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改め、同条第四項中「広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号。以下「県税事務取扱規則」という。

「を「県税事務取扱規則」に、「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。
第七十三条第一項、第七十五条及び第七十六条中「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第七十七条中「地域事務所出納員、税務出納員」を「総務事務所出納員、県税事務所出納員」に改める。

第八十二条（見出しを含む。）中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に、「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第八十四条中「地域事務所出納員、税務出納員」を「総務事務所出納員、県税事務所出納員」に改める。

第九十条第二項及び第三項中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に、「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第九十九条中「地域事務所出納員、税務出納員」を「総務事務所出納員、県税事務所出納員」に改める。

第二百二条第五号中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に改め、同条第六号中「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第二百四条第一項第四号、第二百五条第一項及び第一百十條第一項中「地域事務所出納員、税務出納員」を「総務事務所出納員、県税事務所出納員」に改める。

第一百一十一条中「地域事務所出納員」を「総務事務所出納員」に、「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

第一百十二条中「地域事務所出納員又は税務出納員」を「総務事務所出納員又は県税事務所出納員」に、「別表第二」を「別表第四」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

麻	の	名	称
広島	県	西部	総務事務所
広島	県	東部	総務事務所
広島	県	北部	総務事務所
広島	県	動物愛護	センター
広島	県	西部こども家庭	センター
広島	県	東部こども家庭	センター
広島	県	広島港湾	振興事務所
広島	県	消防	学校
広島	県	東京	事務所

広島県立尾道東高等学校	広島県立三原東高等学校	広島県立三原高等学校	広島県立呉三津田高等学校	広島県立呉宮原高等学校	広島県立広島観音高等学校	広島県立広島国泰寺高等学校	広島県立広島皆実高等学校	広島県北部教育事務所	広島県東部教育事務所	広島県西部教育事務所	広島県立農業技術大学校	広島障害者職業能力開発校	広島県立技術短期大学校	広島県立三次高等技術専門校	広島県立福山高等技術専門校	広島県立呉高等技術専門校	広島県立広島高等技術専門校	広島県立広島学園	広島県立総合精神保健福祉センター	広島県立三次看護専門学校	広島県立美術館	広島県立総合技術研究所	広島県広島西飛行場事務所	広島県西部農業技術指導所	広島県自治総合研修センター
-------------	-------------	------------	--------------	-------------	--------------	---------------	--------------	------------	------------	------------	-------------	--------------	-------------	---------------	---------------	--------------	---------------	----------	------------------	--------------	---------	-------------	--------------	--------------	---------------

広島県立東城高等学校	広島県立庄原格致高等学校	広島県立三次高等学校	広島県立上下高等学校	広島県立油木高等学校	広島県立府中高等学校	広島県立沼南高等学校	広島県立松永高等学校	広島県立世羅高等学校	広島県立御調高等学校	広島県立忠海高等学校	広島県立竹原高等学校	広島県立賀茂高等学校	広島県立向原高等学校	広島県立吉田高等学校	広島県立千代田高等学校	広島県立加計高等学校	広島県立可部高等学校	広島県立大柿高等学校	広島県立佐伯高等学校	広島県立大竹高等学校	広島県立廿日市高等学校	広島県立音戸高等学校	広島県立海田高等学校	広島県立福山葦陽高等学校	広島県立福山誠之館高等学校	広島県立尾道北高等学校
------------	--------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	------------	------------	--------------	---------------	-------------

広島県立呉昭和高等学校	広島県立高陽東高等学校	広島県立祇園北高等学校	広島県立廿日市西高等学校	広島県立大和高等学校	広島県立府中東高等学校	広島県立神辺旭高等学校	広島県立安芸府中高等学校	広島県立久井高等学校	広島県立豊田高等学校	広島県立安西高等学校	広島県立広島井口高等学校	広島県立熊野高等学校	広島県立高陽高等学校	広島県立福山明王台高等学校	広島県立大門高等学校	広島県立安古市高等学校	広島県立河内高等学校	広島県立五日市高等学校	広島県立安芸高等学校	広島県立自彊高等学校	広島県立江田島高等学校	広島県立黒瀬高等学校	広島県立日彰館高等学校	広島県立賀茂北高等学校	広島県立白木高等学校	広島県立瀬戸田高等学校
-------------	-------------	-------------	--------------	------------	-------------	-------------	--------------	------------	------------	------------	--------------	------------	------------	---------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	------------	-------------	------------	-------------	-------------	------------	-------------

広島県立尾道特別支援学校	広島県立広島南特別支援学校	広島県立広島中央特別支援学校	広島県立総合技術高等学校	広島県立広島高等学校	広島県立芦品まなび学園高等学校	広島県立因島高等学校	広島県立戸手高等学校	広島県立大崎海星高等学校	広島県立西城紫水高等学校	広島県立福山商業高等学校	広島県立呉商業高等学校	広島県立広島商業高等学校	広島県立尾道商業高等学校	広島県立庄原実業高等学校	広島県立西条農業高等学校	広島県立神辺高等学校	広島県立宮島工業高等学校	広島県立三次青陵高等学校	広島県立呉工業高等学校	広島県立福山工業高等学校	広島県立広島工業高等学校	広島県立東高等学校	広島県立西高等学校	広島県立安芸南高等学校	広島県立湯来南高等学校	広島県立高宮高等学校
--------------	---------------	----------------	--------------	------------	-----------------	------------	------------	--------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	-----------	-----------	-------------	-------------	------------

広島県海田警察署	広島県江田島警察署	広島県音戸警察署	広島県呉警察署	広島県安佐南警察署	広島県広島南警察署	広島県広島西警察署	広島県広島東警察署	広島県広島中央警察署	広島県立歴史博物館	広島県立歴史民俗資料館	広島県立生涯学習センター	広島県立福山少年自然の家	広島県立図書館	広島県立教育センター	広島県立黒瀬特別支援学校	広島県立沼隈特別支援学校	広島県立広島北特別支援学校	広島県立庄原特別支援学校	広島県立呉特別支援学校	広島県立三原特別支援学校	広島県立福山北特別支援学校	広島県立廿日市特別支援学校	広島県立広島西特別支援学校	広島県立西条特別支援学校	広島県立福山特別支援学校	広島県立広島特別支援学校
----------	-----------	----------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-------------	--------------	--------------	---------	------------	--------------	--------------	---------------	--------------	-------------	--------------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------

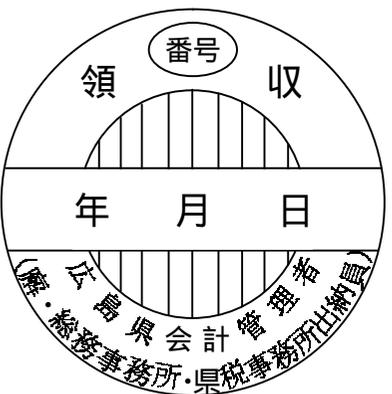
別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三(第二十一条の二関係)

徴収金	機関
一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第二十三条第一項の規定により国税徴収の例により徴収することができる不正利得	健康福祉局総務管理部こども家庭課 厚生環境事務所
二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第四十七条第一項の規定により国税徴収の例により徴収することができる不正利得	健康福祉局総務管理部被爆者対策課
三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第十項の規定により地方税の滞納処分等の例により処分することができる費用	健康福祉局保健医療部健康対策課 厚生環境事務所 保健所 こども家庭センター
四 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第二十一条の四第三項の規定により地方税の滞納処分等の例により処分することができる費用	保健所
五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第二十四条第一項の規定により国税徴収の例により徴収することができる不正利得	厚生環境事務所
六 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第三十八条第一項の規定により国税滞納処分の例により徴収することができる費用及び過料	土木局土木整備部土木整備管理課 建設事務所
七 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七十条第三項の規定により国税滞納処分の例により徴収することができる負担金等並びに手数料及び延滞金	土木局土木整備部土木整備管理課 建設事務所
八 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十四条第三項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる負担金等及び延滞金	土木局土木整備部土木整備管理課 土木局空港港湾部港湾管理課 建設事務所 広島港湾振興事務所
九 海岸法(昭和三十一年法律第一百一十号)第三十五条第三項の規定により国税滞納処分の例により徴収することができる負担金等及び延滞金	土木局土木整備部土木整備管理課 土木局空港港湾部港湾管理課 建設事務所 広島港湾振興事務所
十 法附則第六条に規定する強制徴収できる使用料等のうち、同条第一号に掲げる歳入	土木局空港港湾部港湾管理課 建設事務所 広島港湾振興事務所

<p>十一 法附則第六条に規定する強制徴収できる使用料等のうち、同条第四号に掲げる歳入</p>	<p>建設事務所 広島港湾振興事務所</p>
<p>十二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十条第五項の規定により国税滞納処分（例により徴収することができる清算金並びに督促手数料及び延滞金</p>	<p>都市局都市事業管理課</p>
<p>十三 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第六条第一項の規定により国税滞納処分（例により徴収することができる代執行に要した費用</p>	<p>当該代執行をする機関</p>

別表第四（第百二十二条関係）



直径三十ミリメートル

備考

一



は領収印を二以上設置するものについて設けるものとし、この場合においては、番号の字体はアラビア数字とする。

二 年月日の字体は、アラビア数字とする。

三 特に必要があるときは、この領収印に代えて、別に定める公印を用いて領収の証をすることができる。

別記様式第四号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 9 条関係)

印 鑑 票	
印 影	
会計管理者又は県税事務所出納員	
使用開始年月日	
届出年月日	
届出理由	
設置 改印	
取引店	

備考 用紙の大きさは、縦 150 ミリメートル、横 45 ミリメートルとする。

別記様式第六号その4中「収納代理店金融機関」を「収納代理金融機関」に改める。
別記様式第十一号その7を次のように改める。

その7

領収済通知書兼領収原符

平成 年度 No.

診療日
平成 年 月 日

患者番号	患者氏名	費用区分	負担割合
	様		%

区分	初・再診料	医学管理等	処方せん料	注射	処置
保険適用	点	点	点	点	点
保険適用外	円	円	円	円	円

区分	検査	病理診断	デイケア他専門療法	小計
保険適用	点	点	点	点
保険適用外	円	円	円	円

負担金	文書料	その他	消費税及び地方消費税
円	円	円	円

合計
円

平成 年 月 日

領収印

- 備考 1 用紙の大きさは、縦 128 ミリメートル，横 182 ミリメートルとする。
- 2 この様式は、総合精神保健福祉センターにおいて、使用料及び手数料を現金徴収する場合に使用するものとする。

別記様式第十四号その3中「~~又は代理全額機関~~」を「~~又は代理全額機関~~」に改める。
別記様式第十九号の次に次の二様式を加える。

様式第 19 号の 3 (第 21 条の 3 関係)

徴 収 職 員 証 記 録 簿					
職員証番号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
氏 名 職 員 番 号					
所 属					
交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
返納年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
委 任 事 務	(, ,)	(, ,)	(, ,)	(, ,)	(, ,)
備 考					

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 2 委任事務欄は、別表第3上欄に掲げる徴収金の番号を記載する。
 3 備考欄は、徴収職員の配置転換、委任事務の異動などがあつた場合に、当該事由が発生した年月日及び内容を記載する。

「現金控除票」又は「交付金、扶助費」及び「交付金、扶助費（扶助物品の購入の場合を除く。）」並びに「県有施設のための土地賃借料」及び「不動産の賃借料」並びに

「（注）お受け取りになるときは、領収書欄に記名押印してください。また、注意事項をよくお読みください。」

別記様式第三十号の二

「（注）お受け取りになるときは、領収書欄に記名押印してください。また、注意事項をよくお読みください。」

「（注）お受け取りになるときは、領収書欄に記名押印（スタンプ式印鑑は不可）してください。」

注意事項

1 資金交付日から1年を過ぎたときは、この通知書ではお支払はできませんので、発行者に届け出てください。

2 この通知書を亡失又は損傷したときは、発行者に届け出てください。

3 印紙税法の規定により印紙税を納付すべき場合は、所定の収入印紙をはり、消印してください。

注意事項

1 資金交付日から1年を過ぎたときは、この通知書ではお支払はできませんので、発行者に届け出てください。

2 この通知書を亡失又は損傷したときは、発行者に届け出てください。

3 印紙税法の規定により印紙税を納付すべき場合は、所定の収入印紙をはり、消印してください。

4 上記送金通知書の住所が現住所と異なる場合は、下記支払所屬までお問い合わせください。

別記様式第三十号の二

（注）お受け取りになるときは、裏面の領収証書欄に記名押印してください。また、裏面の注意事項をよくお読みください。

（注）お受け取りになるときは、裏面の領収証書欄に記名押印（スタンプ式印鑑は不可）してください。また、裏面の注意事項をよくお読みください。

改め。

「現金控除票」又は「交付金、扶助費」及び「交付金、扶助費（扶助物品の購入の場合を除く。）」並びに「県有施設のための土地賃借料」及び「不動産の賃借料」並びに

その7

領 収 証 書

平成 年度 No.

診 療 日
平成 年 月 日

患者番号	患者氏名	費用区分	負担割合
	様		%

区分	初・再診料	医学管理等	処方せん料	注 射	処 置
保険適用	点	点	点	点	点
保険適用外	円	円	円	円	円

区分	検 査	病 理 診 断	デイケア他専門療法		小 計
保険適用	点	点	点		点
保険適用外	円	円	円		円

負担金	文 書 料	そ の 他	消費税及び地方消費税	合 計
円	円	円	円	円

平成 年 月 日

領収印

1. 領収印のないものは無効です。
2. この領収書の再発行はできませんので大切に保管してください。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、縦 128 ミリメートル、横 182 ミリメートルとする。
 - 2 この様式は、総合精神保健福祉センターにおいて、使用料及び手数料を現金徴収する場合に使用するものとする。
 - 3 合計額は、訂正することができない。

別記様式第三十七号中 「会計管理者， 雇出納員， 地域」
事務所出納員又は税務出納員」，

「会計管理者， 雇出納員， 総務」
事務所出納員又は県税事務所
出納員」
「会計管理者， 雇出納員， 地域事務
所出納員又は税務出納員氏名」，

「会計管理者， 雇出納員， 総務事務所」
出納員又は県税事務所出納員氏名」，

別記様式第三十八号、 別記様式第三十九号、 別記様式第四十号の三及び別記様式第四十二
号中 「税務出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

別記様式第三十九号中 「(税務出納員)」を「(県税事務所出納員)」に改める。

別記様式第四十号の三及び別記様式第四十一号中 「(会計管理者又は税務出納員)」を
「(会計管理者又は県税事務所出納員)」に改める。

別記様式第四十七号その二欄中 「地域保健所」を「保健所」に改め、 同様式その八及び
その九を次のように改める。

その8

平成 年度 No.

診療日
平成 年 月 日

患者番号	患者氏名	費用区分	負担割合
	様		%

区分	初・再診料	医学管理等	処方せん料	注射	処置
保険適用	点	点	点	点	点
保険適用外	円	円	円	円	円

区分	検査	病理診断	デイケア他専門療法	小計
保険適用	点	点	点	点
保険適用外	円	円	円	円

負担金	文書料	その他	消費税及び地方消費税	合計
円	円	円	円	円

平成 年 月 日

減額	還付	欠損処分
----	----	------

領収印

- 備考 1 用紙の大きさは、縦 128 ミリメートル、横 182 ミリメートルとする。
- 2 この様式は、総合精神保健福祉センターにおいて、使用料及び手数料を現金徴収する場合に使用するものとする。
- 3 この様式は、別記様式第 12 号その 7 により代えることができる。この場合において、減額、還付及び欠損処分の欄は、記載の必要に応じて設けるものとする。

その9

現金領収証書番号											
科	病棟	患者番号	氏 名								
発行年月日											
請求期間		保険区分									
負担割合 %											
保 険	初・再診料	医学管理料	在宅医療料	投薬料	注射料	処置料	手術料	麻酔料	検査料	画像診断料	
	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
保 険	リハビリテーション料	精神科専門療法料	入院料	歯冠修復・欠損補綴	その他	診療総点数	患者負担金	食事療養費	合 計		
	点	点	点	点	点	点	円	円	円		
保 険 外	手 数 料	補 装 具 費	そ の 他		合 計						
	円	円	円		円						
							請 求 金 額				
							円				
							領収印				

- 備考 1 用紙の大きさは、縦 97 ミリメートル、横 210 ミリメートルとする。
- 2 この様式は、障害者リハビリテーションセンター、福山若草園及び障害者療育支援センターにおいて、手数料及び財産収入を現金徴収する場合に使用するものとする。

記号番号欄に「17」の付

「会計管理者，
解出納
員，地
域事務
所出納
員又は
現金出
納員受
領印」

を

「会計管理者，
解出納
員，総
務所出
納員又
は現金
出納員
受領印」

記号番号欄に「17」の付

記号番号欄に「17」の付

「(会計管理者，
解出納員，
地域事務所
出納員又は
税務出納員
の決裁欄)」

を

「(会計管理者，
解出納員，
総務事務所
出納員又は
県税事務所
出納員の決
裁欄)」

記号番号欄に「17」の付

「(解出納員，地域事務所出納員又は税務出納員氏名)」を「(解出納員，総務事務所出納員又は県税事務所出納員氏名)」記号番号欄に

「(地域事務所税務局及び税務局支局)」を「県税事務所及び県税事務所分室」記号番号欄に

記号番号欄に「17」の付

「(解出納員，地域事務所出納員，税務出納員，現金出納員
分任出納員又は資金前渡を受けた職員氏名)」を

「(解出納員，総務事務所出納員，県税事務所出納員，現金出納員，分任出納員又は資金前渡を受けた職員氏名)」記号番号欄に

記号番号欄に「17」の付

「(会計管理者，解出納員，地域事務所出納員，税務出納員，現金出納員，有価証券出納員，分任出納員又は資金前渡を受けた職員氏名)」を

「(会計管理者，解出納員，総務事務所出納員，県税事務所出納員，現金出納員，有価証券出納員，分任出納員又は資金前渡を受けた職員氏名)」記号番号欄に

を

「17」の記号番号欄に「17」の付